

# 岐阜県公報

第 千 九 百 六 号  
平成十九年十二月二十一日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

解除予定保安林とする旨の通知  
道路の区域変更

(治 山 課) 八七二  
(道路維持課) 八七一

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
土地改良事業の工事の完了  
開発行為の工事の完了  
駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の  
実施

(環境生活政策課) 八七二  
(商業流通課) 八七二  
(同) 八七三  
(農地計画課) 八七四  
(建築指導課) 八七四  
(交通指導課) 八七五

## 告 示

岐阜県告示第七百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
郡上市八幡町那比字岡谷六六三四の九(国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

岐阜県告示第七百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メー ト ル	延 長 メー ト ル	備 考
県道	下桑 中原 中線	羽島市桑原町八神字八剣 四七五三番地先から 同 市下中町城屋敷字流 三〇七番一地先まで 羽島市桑原町八神字八剣 四七五三番地先から 同 市下中町城屋敷字流 三〇七番一地先まで 羽島市下中町石田字村前 五〇八番地先から 同 市同 町城屋敷字村 前三六三番四地先まで	前 A	四・〇 二・〇	三〇五・〇	A B 及び 係図は に表面 の表示 する敷 地の区 分をい う。
			後 B	四・〇 二・〇	三〇六・〇	

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十一月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドットNET分散開発ソフトウェアセンター
- 三 代表者の氏名 横山 俊明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市今宿六丁目五二番地の一六

五 定款に記載された目的 この法人は、ソフトウェア開発企業に対して、オン・

ザ・ジョブでのサービス志向アーキテクチャー（SOA）に基づくソフトウェアのコンポーネント化設計開発の実務研修に関する事業を行い、高度情報技術者を育成し地域ソフトウェア企業の競争力を高め、地域情報産業の発展に寄与することを目的とする。

注）サービス志向アーキテクチャー（SOA）とは業務単位（注文受付・在庫照会・出荷・決済）ごとのソフトウェア（機能）を組み合わせて一連の業務を処理するシステムを作り上げる手法

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十一月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃メディカルゾーン
- 三 代表者の氏名 曾根 康正
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市太平町六丁目一九番地
- 五 定款に記載された目的 本法人は、地域住民に対して、診療所、薬局、デイサービス施設を併せもつ複合医療施設の運営および医療・福祉に関する情報等を提供することにより、地域住民が健康やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年十二月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。  
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十二月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トップワン

三 建物の名称及び所在地

トップワン可児店

可児市今渡字大東一六一九番九八 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年八月十四日

五 店舗面積

二、二七五平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一〇台

七 荷さばき施設の面積

四三平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十二月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十二月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三河屋

三 建物の名称及び所在地

ビッグリブ可児店

可児市下恵土字針田四一四番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤 壯

(変更後) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤 伸宏

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤 壯

(変更後) 株式会社三河屋 代表取締役 佐藤 伸宏

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十二月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年十二月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三河屋

三 建物の名称及び所在地

ビッグリップ可児店

可児市下恵土字針田四二一四番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時 (ただし年間二日は二十四時間営業)

(変更後) 午前〇時 (ただし年間二日は二十四時間営業)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後十時三〇分 (ただし年間二日は二十四時間)

(変更後) 午前八時三〇分～午前〇時三〇分 (ただし年間二日は二十四時間)

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	馬瀬地区（農業用排水施設）	工事了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	馬瀬地区（農業用道路）	平成一六・三・六

開発行為の工事了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第三四号の一九六〇〇四 平成一九・八・二四	本巣郡北方町北方字加納道上四一九番六	道路	登録簿による	岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 岩田 克弘
同岐建築第三四号の一九六〇〇三 同 一九・九・四	同 郡同 町芝原西町二丁目一九番三四番及び三五番	同	同	一宮市東出町七番地一 株式会社エサキホーム 代表取締役 江光 彦
同西建築第五三三号の六一 同 一九・八・三一	不破郡垂井町綾戸字北浦四七番一及び四七番三	同	同	不破郡垂井町綾戸四五八番地 柳瀬 宮子

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十年二月十二日（火）

受付時間 午前九時三十分から午前九時五十分まで

講習時間 午前十時から午後六時四十分まで

(二) 第二日

平成二十年二月十三日（水）

受付時間 午前九時三十分から午前九時五十分まで

講習時間 午前十時から午後六時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成二十年二月二十一日（木）

受付時間 午前九時三十分から午前九時五十分まで

審査時間 午前十時から午前十一時まで

2 講習の場所

岐阜市藪田南五丁目十四番五十三号 岐阜県民ふれあい会館三〇一中会議室

3 受講定員

八十人

4 受講申込受付期間

平成二十年一月二十一日（月）から二月一日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」といいます。）

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚（受講申込み前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

一九、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと）。

(四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。

(五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の写真がついた公的証明書）を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。

(二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。

(三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。

(四) 講習及び修了審査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了審査日には、印鑑（認印）を持参してください。

(五) 二日間（十四時間）の講習を受講後、修了審査（二時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

二 駐車監視員資格同等認定審査

1 認定審査の期日及び時間

平成二十年二月二十一日（木）

受付時間 午前九時三十分から午前九時五十分まで

調査時間 午前十時から午前十一時まで

2 認定審査の場所

岐阜市藪田南五丁目十四番五十三号 岐阜県民ふれあい会館三〇一中会議室

3 認定審査受検資格

次のいずれかに該当する者であること。

(一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して五年以上である者

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

4 申請受付期間

平成二十年一月二十一日(月)から二月一日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

5 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 認定申請書

(二) 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 二・三のいずれかに該当することを証する書面

(四) 収入証紙納付書

7 認定手数料

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 認定申請書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

(四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、二・五の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。

(五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の写真がついた公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。

(二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。

(三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び印鑑(認印)を持参してください。

(四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問い合わせ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二四

平成十九年十二月二十一日印刷  
平成十九年十二月二十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)